

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

宇土市

1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

2 促進計画の目標

1. 花園地域

(1) 現況

本地域は、市の東部に位置し一部で都市化が進んでおり、畑は集団性が乏しく住宅も点在している。山麓の水田は未整備だが、平坦な水田地域は圃場整備が完了した優良農地である。水稻、麦、施設野菜、豆類、いも類が主に栽培されているが、農家は兼業農家が多く、農業依存度は低い。よって将来は、中核農家を中心とする集落営農組織や、農作業の受委託等により経営の合理化及び高付加価値農業を推進し、土地利用型農業経営を育成する。このため、地域において環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式を普及することが必要となっている。

(2) 目標

(1)を踏まえ、法第3条第3項第1号に掲げる事業により、農地や農業用施設、農村環境の保全を促進するとともに、法第3条第3項2号に掲げる事業により、中山間地域の持続的な営農の実現と耕作放棄地の発生防止を図り、法第3条第3項第3号に掲げる事業により、環境と調和した農業の推進に取り組むこととする。

2. 轟地域

(1) 現況

本地域は、市中心地より南部に位置し、水田地域は用途区域と台地によって二分され、畑、及び樹園地は山麓から台地の斜面上に開けている。集落周辺及び道路沿線と用途地域周辺部では宅地化が見込まれるが、山麓域では地下水涵養に資する等の自然環境を重視する取り組みが行われている。このため、地域において環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式を普及することが必要となっている。農業経営は比較的安定し、高水準の農家が多い。水田

の圃場整備もほぼ完了しているが、一部に排水不良田がある。また、この地域には史跡文化財等の資源が豊富で、これらの地域資源と農業分野の市民農園、観光農園、体験学習等を組み合わせて都市交流の展開を図る。

(2) 目標

(1) を踏まえ、法第3条第3項第1号に掲げる事業により、農地や農業用施設、農村環境の保全を促進するとともに、法第3条第3項2号に掲げる事業により、中山間地域の持続的な営農の実現と耕作放棄地の発生防止を図り、法第3条第3項第3号に掲げる事業により、環境と調和した農業の推進に取り組むこととする。

3. 緑川地域

(1) 現況

本地域は、市中心部の西方2～3km離れた純農村地帯であるが、国道沿いは商業、福祉施設や住宅等が立地し、都市化が進展している。農用地の大部分は干拓地を造成した平坦な水田地帯であり、圃場整備をほぼ完了しているが一部に排水不良地区が見受けられ、さらに地域内に環境に負荷を与えるリスク発生の可能性がある工業団地があるため、自然環境への配慮を重視している。このため、地域において環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式を普及することが必要となっている。農業は葉たばこ、施設野菜等が栽培され、山麓部の斜面を利用した畑と樹園地もあり、柑橘類が栽培されている。

(2) 目標

(1) を踏まえ、法第3条第3項第1号に掲げる事業により、農地や農業用施設、農村環境の保全を促進するとともに、法第3条第3項2号に掲げる事業により、中山間地域の持続的な営農の実現と耕作放棄地の発生防止を図り、法第3条第3項第3号に掲げる事業により、環境と調和した農業の推進に取り組むこととする。

4. 走潟地域

(1) 現況

本地域は、市の北部に位置し緑川と浜戸川に取り囲まれた純水田地帯であるが、市街化区域と接しており一部の山間部を除いて宅地化が進展している。水田地帯は圃場整備をほぼ完了しており、一部に排水不良地区が見受けられるが、地域全体で栽培技術の改善等に取り組み、高付加価値化した施設野菜づくりを推進している。このため、地域において環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式を普及することが必要となっている。施設野菜は本市において最高の面積シェアを有するため、今後も施設野菜づくりを振興する。

(2) 目標

(1) を踏まえ、法第3条第3項第1号に掲げる事業により、農地や農業用施設、農村環境の保全を促進するとともに、法第3条第3項2号に掲げる事業により、中山間地域の持続的な営農の実現と耕作放棄地の発生防止を図り、法第3条第3項第3号に掲げる事業により、環境と調和した農業の推進に取り組むこととする。

5. 網津地域

(1) 現況

本地域は、宇土半島の山林地帯を背後に平坦な水田地帯が広がるが、国道とJRにより地域は分断され山間部と平坦部に二分されている。国道沿いは一部宅地化が進み、水田地帯は圃場整備をほぼ完了しているが、一部に排水不良地区が見受けられる。このため、地域において環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式を普及することが必要となっている。農業は平坦部の水田地帯で水稲、麦類、豆類、葉たばこ、施設野菜等、また山間部では柑橘類と多岐にわたる。有明海に面していることから自然景観に優れ、海苔漁等、観光開発が進むことも予想され、観光農園の創出等を考慮して農業を振興する。

(2) 目標

(1) を踏まえ、法第3条第3項第1号に掲げる事業により、農地や農業用施設、農村環境の保全を促進するとともに、法第3条第3項2号に掲げる事業により、中山間地域の持続的な営農の実現と耕作放棄地の発生防止を図り、法第3条第3項第3号に掲げる事業により、環境と調和した農業の推進に取り組むこととする。

6. 網田地域

(1) 現況

本地域は、市の最西部に位置しほぼ全域が山間部の斜面を開発造成した樹園地である。海岸沿いには一団の水田地帯もあるが、畑は山麓に介在し、集団したものは皆無である。このため、地域において環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式を普及することが必要となっている。農業は水田地帯で水稲、施設野菜等を、また樹園地では柑橘類を栽培している。国道とJRが貫通しているが住宅化は進展していない。景観、観光、レクリエーション資源に恵まれ、農産物直販所等を設置し、観光開発や都市住民との交流が検討されている。

(2) 目標

(1) を踏まえ、法第3条第3項第1号に掲げる事業により、農地や農業用施設、農村環境の保全を促進するとともに、法第3条第3項2号に掲げる事業により、中山間地域の持続的な営農の実現と耕作放棄地の発生防止を図

り、法第3条第3項第3号に掲げる事業により、環境と調和した農業の推進に取り組むこととする。

7. 宇土地域

(1) 現況

本地域は、市の中心部で都市計画区域に含まれており、建築物が密集した人口集中地区と一部の農地と山間部がある。都市化の進展が著しく、営農環境が悪化しつつある。このため、地域において環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式を普及することが必要となっている。水田地帯では水稻等の営農が行われており、今後も稲作営農の展開を図る。

(2) 目標

(1)を踏まえ、法第3条第3項第1号に掲げる事業により、農地や農業用施設、農村環境の保全を促進するとともに、法第3条第3項2号に掲げる事業により、中山間地域の持続的な営農の実現と耕作放棄地の発生防止を図り、法第3条第3項第3号に掲げる事業により、環境と調和した農業の推進に取り組むこととする。

3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

	実施を推進する区域	実施を推進する事業
①	花園地域	法第3条第3項第1号に掲げる事業、同項第2号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業
②	轟地域	法第3条第3項第1号に掲げる事業、同項第2号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業
③	緑川地域	法第3条第3項第1号に掲げる事業、同項第2号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業
④	走潟地域	法第3条第3項第1号に掲げる事業、同項第2号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業
⑤	網津地域	法第3条第3項第1号に掲げる事業、同項第2号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業
⑥	網田地域	法第3条第3項第1号に掲げる事業、同項第2号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業
⑦	宇土地域	法第3条第3項第1号に掲げる事業、同項第2号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業

4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあっては、その区域

設定しない。

5 その他促進計画の実施に関し市が必要と認める事項

1. 法第3条第3項第1号に掲げる事業の実施に係る事項

(1) 推進体制

基本方針に定める、県及び市町村、農業者団体等の多様な主体により地域の実情を踏まえた支援を行うことのできる推進体制に参画する。

2. 法第3条第3項第2号に掲げる事業の実施に係る事項

(1) 対象地域及び対象農用地

交付金の対象地域及び対象農用地については、次のアの指定地域のうちイの要件を満たす農振農用地区域内の農用地であって、1ha以上の一団の農用地とする。ただし、連担部分が1ha未満の団地であっても、集落協定に基づく農用地の保全のに向けた共同取組活動が行われる複数の団地の合計面積が、1ha以上であるときは、対象とする。また、連担している農用地でも傾斜等が異なる農用地で構成される場合には、一部農用地を指定することができる。

更に、一団の農用地において、田と田以外が混在しすべてが田の傾斜基準を満たしている場合には、当該一団の農用地について、協定の対象となる農用地とすることができる。ただし、交付金の対象となる農用地は、田のみとする。なお、畦畔及び法面も農用地面積に加える。

ア 対象地域

宇土市全域（半島振興法）

イ 対象農用地

(ア) 急傾斜農用地については、田1/20以上、畑、草地及び採草放牧地15度以上。

勾配は、団地の主傾斜により判定を行い、団地の一部が当該主傾斜を下回っても、当該主傾斜が傾斜基準を満たす場合には交付金の対象とする。

(イ) 自然条件により小区画・不整形な田

(ウ) 積算気温が著しく低く、かつ、草地比率70%以上の地域の草地

(エ) 市長の判断によるもの

a 緩傾斜農用地（田1/100以上1/20未満、畑、草地及び採草放牧地8度以上15度未満）

(a) 急傾斜農用地と連担している緩傾斜農用地

一団のまとまりを形成している緩傾斜農用地が、一団の急傾斜農用地と物理的に連担している場合（この場合、急傾斜農用地と同一の集落協定内において、通作、水管理等上流の急傾斜農用地を維持する上で必要な一団の農用地に限る。）

(b) 緩傾斜という条件に別の農業生産条件の不利性が加わる場合

(i) 緩傾斜農用地が高齢化の進行により耕作放棄が進んでいる場合

緩傾斜農用地を含む協定集落に係る高齢化率・耕作放棄率の両者が全国平均以上とする（高齢化率30%以上、耕作放棄率：田5%以上、畑〔草地含む。〕10%以上）

(ii) 土壌条件が著しく悪い場合

(iii) その他

b 高齢化率・耕作放棄率の高い農地

急傾斜農地及び緩傾斜農地以外の農地で高齢化率40%以上、耕作放棄率：田8%以上、畑（草地含む。）15%以上の農地

(2) 集落協定の共通事項

(1) 農業委員会の役割

農業委員会は農用地の所有者と農業生産活動等を行う者との調整を行い、集落協定が円滑に締結されるよう努める。また、担い手の育成・定着を通じて持続的な農業生産の確保が図られるよう、農地基本台帳等の情報を活用し、新しい借手の発掘等の積極的な活動に努める。

(2) 農業振興地域整備計画との整合性

農業振興地域整備計画と整合性が図られるよう努める。農業の振興を図るため農用地の保全等を図る必要がある場合には、農業振興地域整備計画を見直す。

(3) 対象者

認定農業者に準ずる者とは、直ちに認定農業者にはなれないが、将来認定農業者になることが確実と認められる者、又は認定農業者と同等の経営レベルにある者など市長が認定する者とする。

(4) その他必要な事項

農業生産条件の強化に資するものとして市長が認める対象工種は、次に掲げるもの及びその他市長が認めるものとする。

工 種	作業内容
ほ場整備	<区画整理> ・畦畔の造成、圃場進入路の造成、心土破碎、客土・土壌改良材の投入 <暗渠排水> ・弾丸暗渠等の簡易な暗渠排水の敷設
水路工	・現場施工による用排水路の敷設 ・水路（コンクリート2次製品）の設置 ・取水、分水施設の設置 ・ポンプ場の新設・更新 ・ため池の新設・改修
道路工	・農道の新設、拡幅 ・農道の敷砂利舗装、コンクリート舗装

上記で定めていない事項が生じた場合は、その都度協議のうえ定めるものとする。